

# 土壌汚染対策法の概要

—法の概要と土壌汚染対策—

H31.4

土壌汚染対策法は、有害物質を取り扱っている工場や事業場の土壌汚染が不明のまま放置され、地下水汚染を生じさせたり、不特定多数の人が立ち入る土地に利用されることによって、人の健康被害が生じてしまうことを防止することを目的としており、平成15年2月15日に施行され、有害物質を取り扱う施設の廃止時など、一定の機会を捉えて土壌汚染状況調査を実施し、土壌汚染が判明した場合は人の健康被害が生じないように措置を講ずること等を定めてきました。

その後、改正法が平成22年4月1日に施行されました。さらに、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」（平成29年法律第33号）が平成29年5月19日に公布され、平成31年4月1日に全面的に施行されました。（一部は平成30年4月1日から施行）

## 1 土壌汚染対策法の概要

### 土壌汚染状況調査実施

☆調査を実施しなければならないとき

- ・水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条第1項）
- ・調査猶予中の土地において、900㎡以上の土地の形質の変更を行うとき（法第3条第8項）
- ・一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更で土壌汚染のおそれがあると市が認めるとき（法第4条第3項）
- ・現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地等において900㎡以上の土地の形質の変更を行うとき（法第4条第3項）
- ・土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市が認めるとき（法第5条）

☆調査の実施者

- ・土地の所有者等（土地の所有者、管理者、占有者）が指定調査機関に調査を依頼して実施

☆調査結果

- ・調査結果を市に報告しなければならない

### 土壌汚染状況調査結果

#### 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準への適合性判断

→→→基準適合→→→

規制対象外

基準不適合

#### 指定の申請

自主調査において土壌汚染が判明した場合、土地の所有者等は市に区域の指定の申請を行うことができます。（法第14条）

#### 健康被害のおそれの有無の判断

おそれなし

**形質変更時要届出区域に指定**（法第11条）

おそれあり

**要措置区域に指定**（法第6条）

要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下要措置区域等）に指定した場合、市は公示します。また、要措置区域台帳及び形質変更時要届出区域台帳を作成し、閲覧に供します。

#### 要措置区域等の汚染土壌の搬出等に関する規制

☆汚染土壌の搬出時には届出が必要で、運搬方法には基準が定められています。

☆汚染土壌の処理を業として行うには許可が必要で、汚染土壌の処理には基準が定められています。

☆搬出される汚染土壌の管理は汚染土壌管理票により行います。

## 2 特定有害物質と指定基準

### (1) 指定基準の種類

特定有害物質は、次のふたつのリスクを考慮した基準があります。

- ① 特定有害物質が含まれた汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、汚染地下水を摂取することによるリスクの観点からの基準（土壌溶出量基準）
- ② 特定有害物質が含まれた汚染土壌を直接摂取するリスクの観点からの基準（土壌含有量基準）

### (2) 指定基準

特定有害物質（法2条）	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	(参考)土壌環境基準 (銅を除く)
☆ 揮発性有機化合物 第1種特定有害物質☆	クロロエチレン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
☆ 重金属等 第2種特定有害物質☆	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下 0.01mg/L 以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下 0.05mg/L 以下
	シアン化合物	検出されないこと	遊離シアンとして 50mg/kg 以下 検出されないこと
	水銀及びその化合物 うちアルキル水銀	0.0005mg/L 以下 検出されないこと	15mg/kg 以下 0.0005mg/L 以下 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下 0.01mg/L 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下 0.01mg/L 以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下 0.01mg/kg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満
	ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	0.8mg/L 以下 1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下 4,000mg/kg 以下
☆ 農薬等 第3種☆	シマジン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
	チウラム	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	PCB	検出されないこと	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	検出されないこと

## 3 土壌汚染状況調査

### (1) 調査の対象となる土地

- ① 水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設の使用が廃止されたとき、当該施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地（法第3条第1項）
- ② 調査猶予中の土地において、900㎡以上の土地の形質の変更を行うとき（法第3条第1項）
- ③ 一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更が行われる場合で、土壌汚染のおそれがあると市が認める土地（法第4条第3項） ※土地の形質の変更を行う30日前までに届出が必要です
- ④ 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の土地において900㎡以上の土地の形質の変更を行うとき（法第4条第3項） ※土地の形質の変更を行う30日前までに届出が必要です
- ⑤ 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあると市が認める土地（法第5条）

(2) 調査の実施者

土地の所有者等が環境大臣が指定する指定調査機関に依頼して実施します。

(3) 調査の対象となる物質

- ①法第3条、4条に基づく調査は、地歴調査等で汚染、飛散、流出浸透、製造、使用、貯蔵等が把握できた特定有害物質
- ②法第5条に基づく調査は、市が人の健康に係る被害が生じるおそれがあると認めた特定有害物質

(4) 調査の省略（施行規則第14条～14条の2）

土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定、試料採取等を行わずに調査報告をすることができますが、例えばおそれの把握（地歴調査等）を行わなかった場合、調査対象地全域について、26種すべての特定有害物質について第2溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない土地とみなされます。

(5) 調査報告書の提出（施行規則第1条）

有害物質使用特定施設の使用廃止後120日以内、又は調査命令を受けた場合は市が指定した日までに、土壤汚染状況調査の報告書を市に提出しなければなりません。

(6) 調査の猶予（法第3条第1項ただし書、施行規則第16条）

有害物質使用特定施設の使用廃止後も、土地の利用方法が健康被害を生じるおそれがなく、自宅として継続使用するなど一定の条件をみたす場合は、申請により確認を受ければ、調査を猶予されます。しかし、これらの条件を満たさなくなった場合は、確認は取り消され、調査を行わなければなりません。

#### 4 要措置区域と形質変更時要届出区域

土壤汚染状況調査の結果、土壤含有量基準超過又は土壤溶出量基準超過が判明した場合は健康被害が生ずるおそれの有無で要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されます。

	要措置区域	形質変更時要届出区域
指定要件	土壤汚染の摂取経路があり、 <u>健康被害が生ずるおそれがある</u> ため汚染の除去等の措置が必要な区域(法第6条)	土壤汚染の摂取経路がなく、 <u>健康被害が生ずるおそれがない</u> ため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）(法第11条)
規制	市が土地の所有者等に汚染除去等計画の提出を指示(法第7条) 土地の形質変更の原則禁止(法第9条)	土地の形質変更時に市に計画の届出が必要(法第12条) 形質の変更に着手する日の14日前までに
指定解除	措置が完了した場合には指定を解除 摂取経路の遮断が行われた場合は、指定を解除し、形質変更時要届出区域に指定（法第6条）	汚染の除去が行われた場合には指定を解除(法第11条)

要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されると、要措置区域台帳(法第6条)及び形質変更時要届出区域台帳(法第11条)に掲載されます。指定された区域は福岡市環境局環境保全課の窓口で閲覧することができます。

#### 5 指示措置（法第7条）

①土壤含有量基準超過の土地

	指示措置	同等以上の措置
砂場等	土壤汚染の除去	舗装、立入禁止
盛土では支障がある土地	土壤入換え	舗装、立入禁止、土壤汚染の除去
上記以外	盛土	舗装、立入禁止、土壤入換え、土壤汚染の除去

## ② 土壌溶出量基準超過の土地

		指示措置	同等以上の措置
地下水汚染なし		地下水の水質の測定	不溶化、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、土壌汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止
有害物質 第1種特定	溶出量基準不適合	原位置封じ込め※ 遮水工封じ込め※	地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
有害物質 第2種特定	第2溶出量基準不適合	原位置封じ込め※ 遮水工封じ込め※	遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
	第2溶出量基準適合	原位置封じ込め 遮水工封じ込め	不溶化、遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
有害物質 第3種特定	第2溶出量基準不適合	遮断工封じ込め	地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
	第2溶出量基準適合	原位置封じ込め 遮水工封じ込め	遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去

※第2溶出量基準を超過している場合は、不溶化又は原位置浄化を行い、第2溶出量基準に適合させて行う必要がある。

## 6 指定の申請（法第14条）

土地所有者等は、自主的な土壌調査により土壌汚染が判明した場合は、当該土地の区域を要措置区域等の指定をすることを申請することができます。（法で定める方法で行われた調査に限る）

## 7 汚染土壌の搬出（法第16条）

要措置区域等内の土地の土壌を、区域外へ搬出しようとする場合は、搬出に着手する14日前までに、市に届け出る必要があります。

運搬方法には運搬基準があります。また搬出土壌を処理するには汚染土壌処理業者に処理を委託する必要があります。

## 8 汚染土壌処理業（法第22条）

要措置区域等から搬出される汚染土壌を業として処理する場合には、汚染土壌処理施設ごとに市の許可（汚染土壌処理施設の構造基準等に適合していることが必要）を受けなければなりません。

## 9 汚染土壌管理票（法第20条）

汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する場合で、汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、汚染土壌の引渡しと同時に運搬の受託者に対し、管理票を交付する必要があります。

提出、問い合わせ先

福岡市役所環境局環境保全課

中央区天神1丁目8番1号（本庁舎13階） 〒810-8620

電話 092-733-5386 F A X 092-733-5592